

沖縄市告示第 1 1 号

沖縄市道における占用制限路線の指定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、沖縄市役所建設部道路課において、令和 7 年 2 月 1 2 日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

沖縄市長 花 城 大 輔

1 占用を制限する区域および路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	延長 (km)
市道	松本団地西側線	沖縄市美里 1 1 6 1 番地先から 沖縄市知花一丁目 3 2 7 番 2 地先まで	1 . 9
市道	知花 5 2 号線	沖縄市知花 3 4 9 番地先から 沖縄市知花 5 0 1 番地先まで	0 . 4
市道	登川 8 8 号線	沖縄市登川二丁目 3 番 1 地先から 沖縄市登川二丁目 2 6 番 1 地先まで	0 . 3
市道	登川 4 8 号線	沖縄市登川一丁目 1 番 8 地先から 沖縄市登川二丁目 4 番 1 地先まで	0 . 6
市道	胡屋 1 8 号線	沖縄市仲宗根町 3 8 7 番 2 地先から 沖縄市仲宗根町 3 8 1 地先まで	0 . 1

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の公人又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

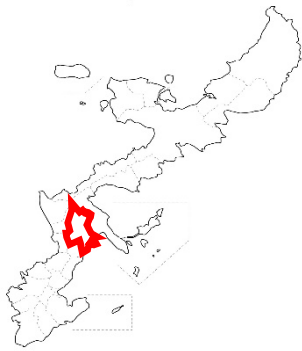
3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

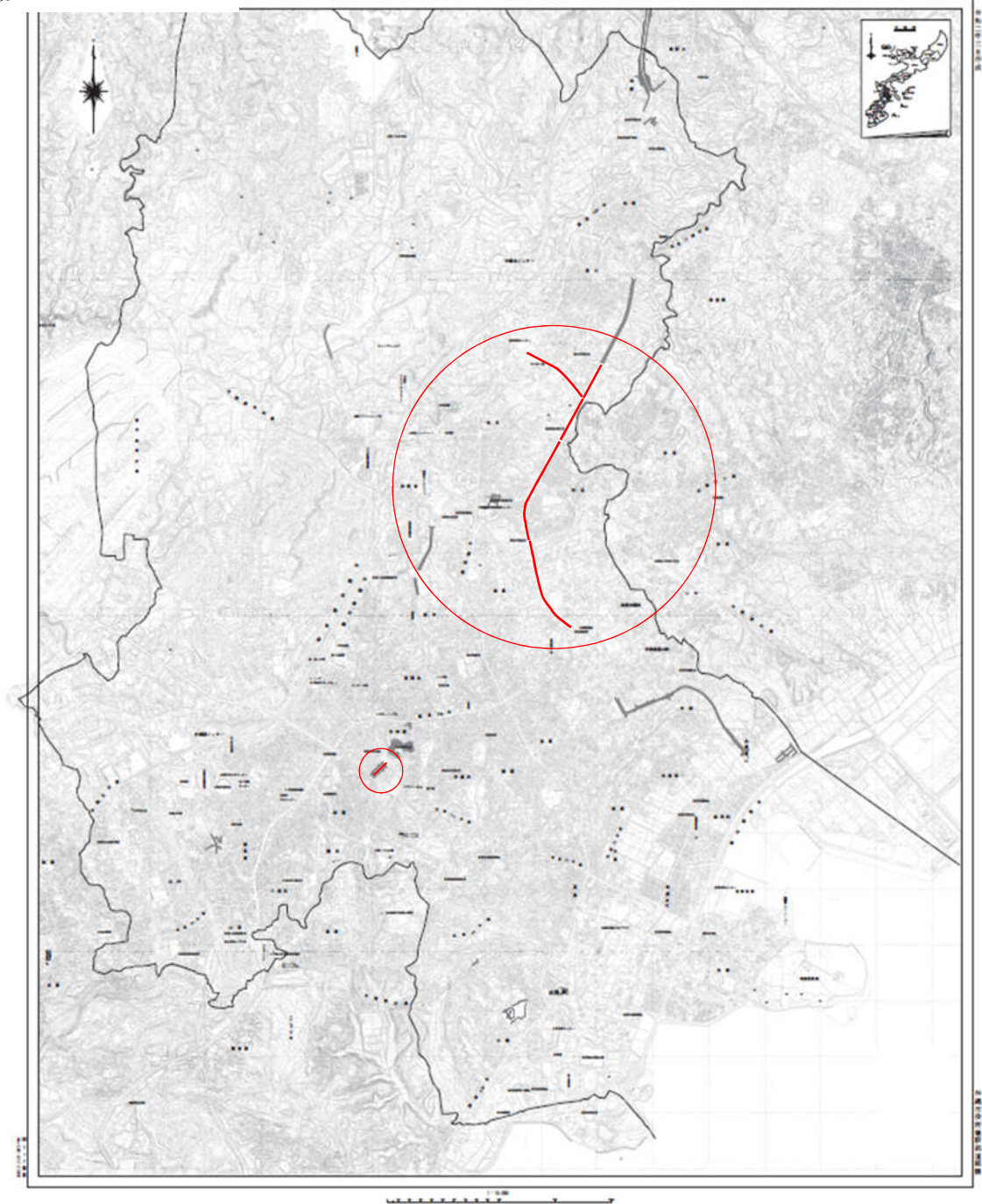
4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 2 月 1 2 日

位置図

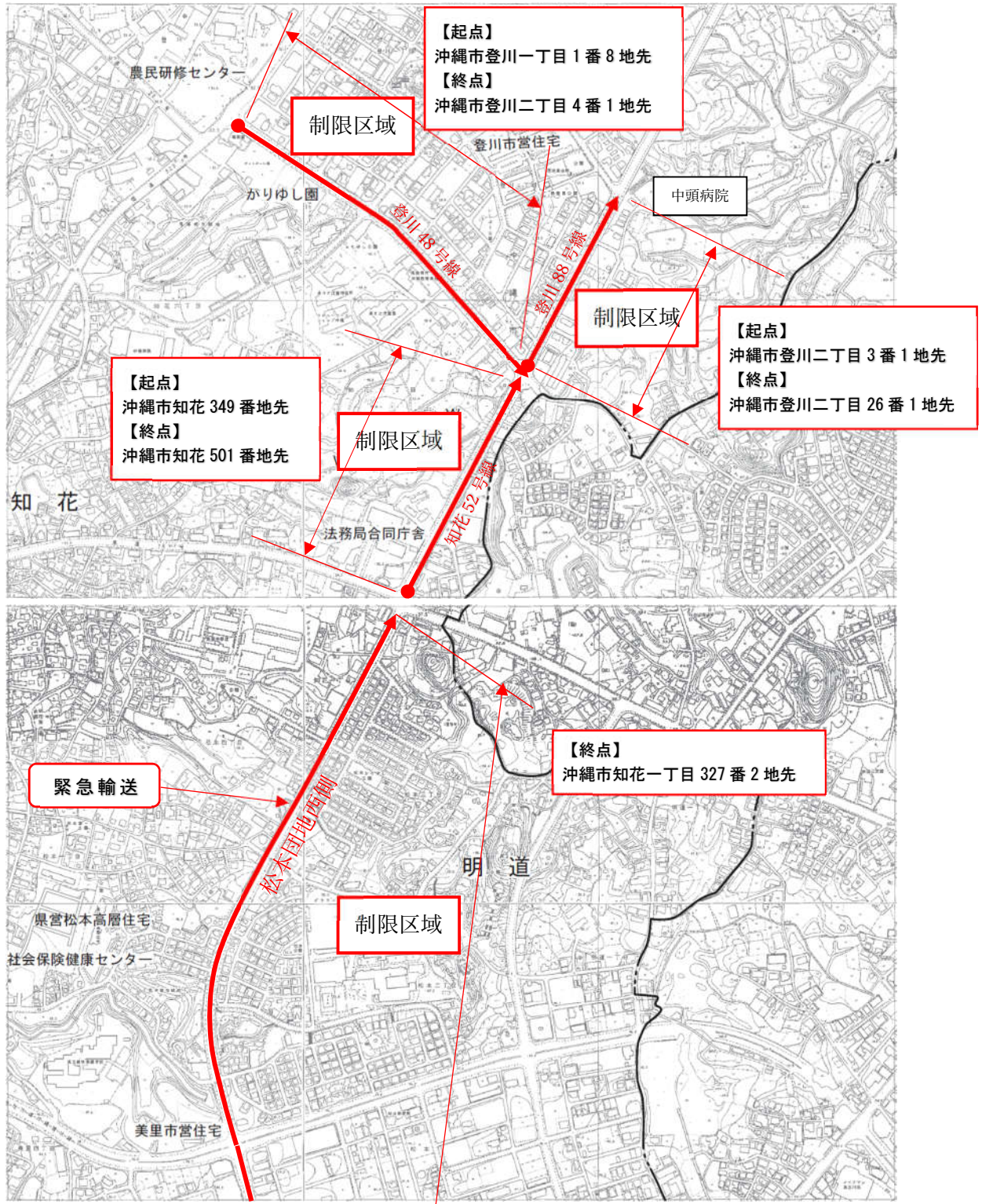


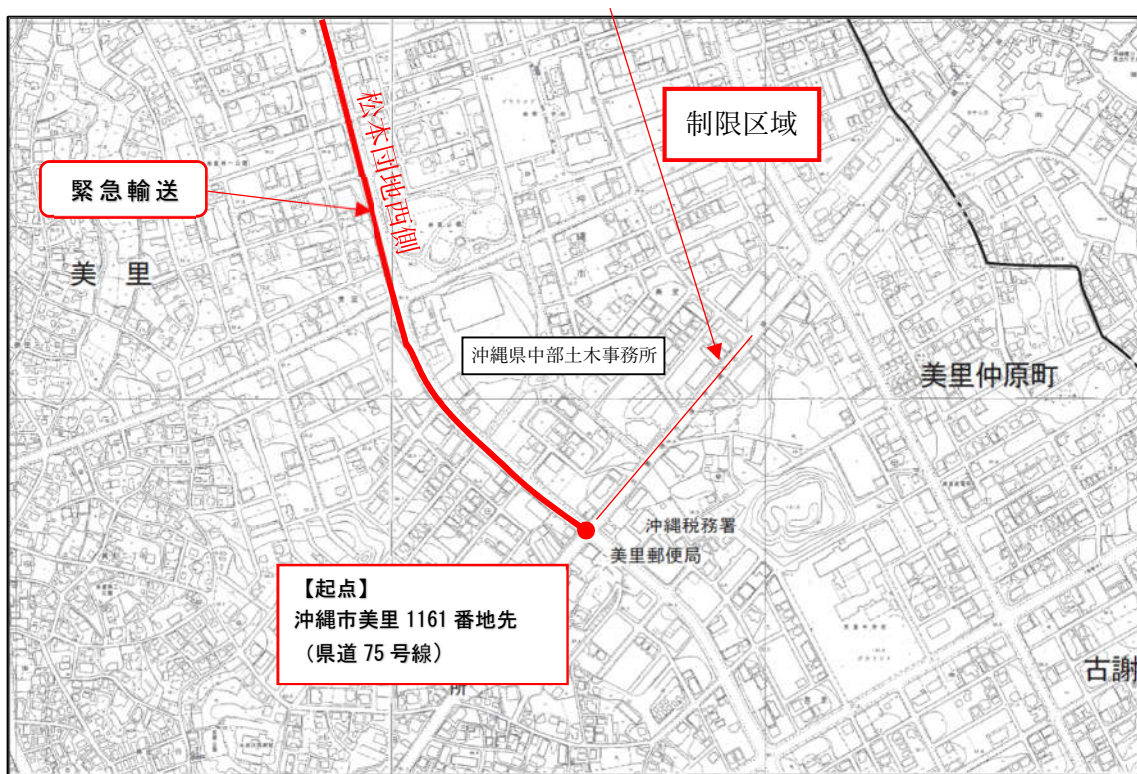
沖縄市地形図



拡大図

松本団地西側線、知花 52 号線、登川 88 号線、登川 48 号線、胡屋 18 号線





胡屋 18 号線

